著作権やプライバシーを侵害しないために

- 例外措置を拡大解釈せず、著作権への意識を高める。
- 生徒が制作した論文や絵などを学校外で使用する場 合は、生徒の許諾を得る。
- 著作物を使って作成した教材を、生徒の端末に送信 するためには、補償金の支払いが必要。
- オンライン授業などを行う際、生徒の顔や著作物が 不用意に映り込んでいないか確認する。

学校には著作権の例外措置があるが 拡大解釈や目的外使用には要注意

教授が解説する本コーナー。第7回は、

著作権とプライバシーの侵害について解説する。

。学校の危機管理について研究する坂田

事

故や災害などが発生したら、

作権者の許諾がなくても、 ポイントを解説します。 こで今回はまず、 対応が求められる場面が増えてきました。 ICTの普及により、著作権に関して慎重な 作物を活用されていることでしょう。 きます。 どの作品を、 学校には著作権の例外措置が適用され、 先生方も、 一定の範囲で利用することがで 著作権を侵害しないための 補助教材として様々な著 小説や絵、 音楽な 著

術又は音楽の範囲に属するもの」と定められ 的に表現したものであつて、文芸、 著作権とは、 著作物は、 著作物を創作した人が有する 「思想又は感情を創作 美

①教師が購入した市販の問題集の1ページ

たるケースはどれでしょうか

権利です。

や題名など、出所の明示が求められています。 授業に必要な限度内で、また、 られる者(児童生徒)が主体の活動であれば、 活動などにおいて、 物であり、制作した生徒が著作権を有します。 例えば、 著作権が発生しますが、 ています (*1)。 著作物を使用できます。なお、原則、 についても、著作権者の事前の許諾を得ずに などができるというものです(図)。試験問題 益を不当に害しない範囲内で、 学校での著作権の例外措置は、 生徒が制作した論文や絵なども著作 次の3つのうち、 著作物を創作した時点で 教える者 届け出は不要です。 著作権の侵害にあ (教師) と教え 著作物の複製 著作権者の利 授業や特別 著作者名

被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。 学校で起こり得る危機に対し、 どのような備えをしておくべきか。



日本女子大学 教職教育開発センター 教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東 京大学大学院法学政治学研究科 公法専攻博士課程単位取得退 学。1996年、日本女子大学に 赴任。専門は、憲法学、公教育 制度論。2021年9月に『新訂 第4版 図解·表解教育法規』(共 著、教育開発研究所)を出版。

図 学校その他教育機関における複製等に関する例外

下記の条件を満たせば、補助教材などとして、複製・インターネッ トなどでの送信・授業などでの伝達ができる。

- 営利を目的としない教育機関であること
- 2 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーして配布 したり、Eメールなど、<mark>インターネットを介して送信</mark>したりすること
- ❸本人(教師または児童生徒)の授業のために使用すること(特別活動、 部活動なども、例外措置の対象となる)
- ④ 著作物の利用範囲は授業で必要な限度内で、コピーの部数・インター ネットを介した送信先は、授業のクラスの人数内とすること
- 5 既に公表された著作物であること

か

20年度は特例として無償でしたが、

21年度

で、 報

- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に 害しないこと(児童生徒を対象として販売されているドリル等はこれ に該当するため、例外措置の対象外)
- ⑦原則として、著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること
 - ※著作物を使用したものを、メールやクラウドサービスなどのイ ンターネットを介した送信などをする場合には、学校の設置者が 補償金を支払う必要がある (授業目的公衆送信補償金制度)。

※文化庁「学校における教育活動と著作権 令和3年度改定版」を基に編集部で作成。

も求めら で、 が試験実施とは異なる目的 写真の著作権者の許諾が必要です。 れます。 ③ は、 ウェブサイトへの での利用となる 掲

容易になるからこそ、 デジタル 化によって複製や加工、 層 の配慮を 配布 が

2020年4月に始まりました。それにより、 開すれば生徒以外の人が活用できる状態です 端末に送信することや、生徒がインター 組の録画などを用いて作成した教材を生 滑にするため、 あるため、 することは、 材が映った動画を学校のウェブサイトで公開 どが容易になりますから、 たことが無許諾で行えるようになりました。 クラウドサーバーにアップロードするといっ 授業の過程にお 5 層求められます。 デジタル化されると、 で収集した図や写真を使って資料を作り、 範囲内で著作物をデジタル化して使用でき 授業目的公衆送信補償金制度」 C 授業以外の目的で使用される可能性 Tを活用した教育での著作物利用 目的外使用にあたります。 著作権の侵害にあたります。 補償金を支払うことで、 いて、 例えば、 教師が書籍やテレ 複製や加工、 著作権への配慮が 教科書や補助教 の運用 配布な ビビ番 ネッ を円 が 定 公

> をすることで、 するSARTR である自治体や学校法人等が、 あたりの金額が設定されており、 になります。 からは通常運用となりました。 A S 著作物のデジタル使用 (* 2 に 児童生徒 !申請・支払 同制度を管 学校設置 が可 1

生徒の顔が映り込んでい オンライン授業で不用 意 な 14 か

す。

教育活動

ではない市民文化祭で

る

② は、 そして、

品

に際して生徒の許諾が必要で

展

宗には、

丰

ヤラクター

の著作権者の許諾

益を不当に害しているケースであり、

例外措

の侵害にあたります。

① は、

著作権者

0

置を拡大解釈していると言わざるを得ませ

③書籍から写真を複製した自校の入試問題を

自校のウェブサイトに過去問題として掲載

ずれも著作権者に無許諾で行えば、

著作

②文化祭で生徒が制作した人気キャラクタ

を、

クラス全員にコピーして配布。

のオブジェを、

市民文化祭に出品。

時には、 てよい が映るケースがあると思います。 録画で配信する際、 も留意しましょう。 のプライバシーを侵害していないかどう 才 ンライン授業では、 か確認する必要があります。 顔が映る生徒、 例えば、 教室で発表する生徒 及び保護者に配 無意識 授業をライブ のうちに そのよう か 生 信 0 P

を一 される法律・条例が異なっていました。 に関して、 が図られています。これまで、個人情報の る法律を改正し、 観点での対応が求められますが、現在、 1 の取り扱い プライバシーに関しては、 元化し、 今後の動向に注意が必要です。 ル の再構成がなされる予定です。 国立・公立・私立それぞれで適 加えて個人情報等の定義の統 に関しても変更が見込まれる 個人情報保護制度の見直 個人情報 個人情 関係 保 保護 そ 護

*2 Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons の略称。正式名称は、一般社団法人授業目的公衆送信補 償金等管理協会。詳しくは右記ウェブサイト参照。https://sartras.or.jp